

(仮称) 江戸川区こども計画 策定に向けた検討

こども計画の策定にあたっての国等の 動向

こども計画とは

1 自治体こども計画の概要

○こども基本法第10条において、市町村は国の「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案した、市町村の子ども施策についての計画＝「市町村こども計画」の作成が**努力義務化**

○「市町村こども計画」は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することが可能

・子ども・若者育成支援推進法に規定する市町村子ども・若者計画

・子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する市町村計画

・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

⇒子どもに関する様々な計画を包含した形で「(仮称)江戸川区こども計画」を策定(詳細は8スライド参照)

○「市町村こども計画」は、国のこども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、子どもや子育て当事者等の意見を反映することが必要

2 自治体こども計画の策定目的

○国の「こども大綱」では全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(＝こどもまんなか社会)の実現を目的としている。(こども大綱の詳細は次スライド参照)
区の方向性も国が目指すものと同じところであり、その実現のための計画を示していく必要がある。

○また、区では虐待、ヤングケアラー等をはじめとした子どもや子育て家庭を巡る課題は山積している。
様々な課題に対応していくため、区の子ども施策の課題整理を行うとともに今後の方向性を定めていく必要がある。

○さらに「えどがわ50の子育てプラン」として取り組んでいる通り、少子化への対応も喫緊の課題である。
希望する方が安心して出産・子育てができ、子どもも希望を持ちながら健やかに成長できるため、切れ目のない支援策を計画していく必要がある。

○以上のことを踏まえ、子どもたちの最善の利益や良好な子育て環境の醸成を目指した区の子ども・子育て施策を網羅した「こども計画」を策定していく。

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

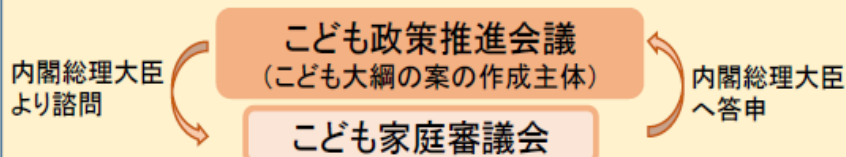
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的な内容は、こどもまんなか実行計画（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

こども大綱について

こどもに施策に関する重点事項

◎ ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
- こどもまんなかまちづくり
- こども・若者が活躍できる機会づくり
- こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等
- 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

(4) こどもの貧困対策

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- 児童虐待防止対策等の更なる強化
- 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ヤングケアラーへの支援

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- こども・若者の自殺対策
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- 非行防止と自立支援

◎ ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(2) 学童期・思春期

- こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- 居場所づくり
- 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校のこどもへの支援
- 校則の見直し
- 体罰や不適切な指導の防止
- 高校中退の予防、高校中退後の支援

(3) 青年期

- 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

◎ 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減や教育に関する経済的負担の軽減

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

(3) 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

(4) ひとり親家庭への支援

（仮称）江戸川区こども計画策 定に向けた体制

未来を担う子どものための区民基礎調査の結果概要

1 目的

少子化対策や今後の子育て施策の充実を図るため、子どもや保護者だけでなく、若者やシニア世代等の様々な年代の子育てに対する意識や状況を把握する。

2 期間

令和5年11月20日 ~ 12月6日

3 アンケート調査の対象及び主な質問内容

(1) 就学前の子ども [0～6歳] の保護者 3,500世帯 (回収率51.6%)

⇒ 出産意向や保育・子育てのニーズを把握

(2) 就学後の子ども [7～18歳] の保護者 2,500世帯 (回収率51.4%)

⇒ 子育て環境や子育ての状況を把握

(3) 子ども [小5～18歳] 2,500人 (回収率42.4%)

⇒ 子ども自身の状況・考え、区・大人に望むことを把握

(4) 若者世代 [18～45歳] 2,500人 (回収率28.2%)

⇒ 結婚や子どもを持つことへの意識を把握

(5) シニア世代 [55～74歳] 2,500人 (回収率47.8%)

⇒ シニア世代の少子化や子育てに対する意識を把握

「(仮称)江戸川区こども計画」(R7~11)の概要

1 背景目的

①R4に制定された「こども基本法」により、「少子化対策」や「子ども・若者」に関する事項を含む地方自治体版の「こども計画」の策定が求められている。

現在、子どもに関する計画としてR6を終期とした「未来を支える江戸川こどもプラン」を策定しているが、R7に向け新たな分野を含めた計画を策定する必要がある。

②区の少子化対策は喫緊の課題である。また、虐待やヤングケアラー等をはじめ、子どもに関する課題は山積している。

そのような中、R5に実施した「未来を担う子どものための区民基礎調査」の結果等を踏まえ区の子ども施策の課題整理と今後の方向性を定めていく必要がある。

◆現「未来を支える江戸川こどもプラン」の範囲に加え、国の「こども大綱」を勘案し、「少子化対策」、「子ども・若者」等の多様な分野を包含した子どもに関する総合的な計画とする。

計画概要	内 容 (赤字が新たな視点・項目)
対象範囲	<u>少子化対策</u> 、子育て支援、子どもの貧困、 <u>若者支援</u> 等々
計画の視点	<u>①望む形での結婚・妊娠・出産支援</u> ○若者のライフデザイン形成 ○不妊・妊婦支援 等 <u>②子どもへの支援</u> ○自由に意見を表現できる場づくり ○夢を膨らませる場づくり 等 <u>③親への支援</u> ○子育て家庭に対する支援 ○子育てに困難を抱える人への支援 等 <u>④子育てしやすい地域・環境づくり</u> ○地域力を活かした子育て支援 ○まち・施設のバリアフリー充実 等

2 計画の方向性

計画の位置づけ

区の長期計画
(現：共生社会ビジョン及びSDGsビジョン)

【東京都】
○都子供・子育て
支援総合計画

整合

整合

整合

【区条例】
○ともに生きるまち
を目指す条例 他

【現行】未来を支える江戸川子どもプラン
⇒ **(仮称) 江戸川区子ども計画**

【現行】 ○子ども子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
○次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
○ひとり親支援計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
○子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策推進法）
○新・放課後子ども総合プラン市町村行動計画



【追加】

○市町村子ども計画（子ども基本法）

＜対象範囲＞・少子化対策・子ども・若者支援計画(子ども・若者育成支援法)

○子どもの権利擁護推進計画（江戸川区子どもの権利条例）

策定に向けたスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定	● 方向性・骨子検討	→		○ 前期計画進捗状況調査	→	● 素案の議論	→		○ 素案調整	● 素案の完成		● 完成
庁内会議			○ 骨子等議論				○ 素案議論			○ 素案最終確認		
庁外関係				◎ 骨子等の確認					◎ 素案の確認		◎ 応援会議（最終案の確認）	
子ども・子育て 応援会議												
外部意見				○ 子ども団体アンケート	→	○ 子ども等意見聴取	→				◎ パブリックコメント	○ 意見反映修正検討

庁内会議 構成メンバー

部 名	課 名	主な関連事項
経営企画部	企画課長	長期計画・アクションプラン
SDGs推進部	ともに生きるまち推進課長	SDGsビジョン、外国人の子ども
総務部	人権・男女共同参画推進センター長	ワーク・ライフ・バランス、ひとり親支援
環境部	水とみどりの課長	公園、プレリーダー
文化共育部	健全育成課長	共育プラザ、若者支援
生活振興部	地域振興課長	就労支援、地域による支援
産業経済部	経営支援課長	企業によるワーク・ライフ・バランス推進
福祉部	福祉推進課長	民生・児童委員
	障害者福祉課長	障害児
	生活援護管理課長	ひきこもり、貧困
健康部	健康サービス課長	母子保健
教育委員会事務局	教育推進課長	奨学金・すくすくスクール
	学務課長	就学相談・援助、区立幼稚園
	教育指導課長	教育
	教育研究所長	不登校・いじめ
子ども家庭部	子ども家庭部長	◎委員長全体統括
	子育て支援課	全般・事務局
	子ども家庭部各課長	全般

計画の全体像・方向性について

計画の方向性及び骨子について

こども計画の方向性について

- ①国の子ども大綱と同様に子どもを中心とした取り組みを推進していくことを全面に出す
⇒施策体系を子どもが生まれてからのライフステージごとに表していく
- ②現計画「未来を支える江戸川こどもプラン」からの継続性を踏まえ、現計画で取り組みの柱（基本方針）とした「子支援」「親支援」「地域全体での支援」の概念は継承したうえで、新たに「こども計画」として内容を整理する
- ③江戸川区ならではの計画としていくため、本区の特色である地域力を生かした施策を表していく
- ④わかりやすい計画とするため、各種包含する計画（若者計画や貧困計画など）に該当する部分をわかりやすく明示する⇒巻末で各計画を整理する章をつくり、見える化する

目指すべき姿

子どもの最善の利益を実現する地域共生社会

基本方針 (計画の柱)

- (1) 子どもの幸せを目指し、子どもを中心とした取り組みの充実【子ども支援】
- (2) 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援【子ども・親支援】
- (3) 子育て家庭を社会全体で支え、安心して子育てできる環境づくり【親支援】
- (4) 当事者である子ども・若者の話を聞き、子どもにやさしい社会づくり【社会での支援】
- (5) 結婚、子育てに関して望む人の希望が叶えられるよう、希望の実現を阻む障壁の打破【少子化の克服】

計画の方向性及び骨子について

江戸川区こども計画 全体像 (案)

第1章	計画の立ち位置 (背景、位置づけ、期間、体制)
第2章	江戸川区の現状 (各種アンケート結果から見えた課題等)
第3章	計画の基本的な考え方 (めざすべき姿や基本方針、施策体系等の説明)

章	大項目 (施策の方向性)	中項目 (事業分野)	
4章 誕生前から幼児期までの支援	4-1 安心できる出産・子育て	4-1-1 妊娠前・妊娠・出産直前のサポート	
		4-1-2 出産後の母子・乳児の母子保健	
		4-1-3 家庭保育支援	
		4-1-4 保育環境の整備・充実	
	4-2 乳幼児期の豊かな発達	4-2-1 愛着形成期の親子支援	
		4-2-2 幼児教育・保育の質の向上	
		5章 就学後から18歳までの子どもに対する支援	5-1 生きる力を育む取り組み
			5-2 すべての子どもの幸せな成長
6章 18歳以降の若者に対する支援	6-1 若者が活躍できる社会	5-1-1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
		5-1-2 学校を通じた様々な学び	
	6-2 希望するライフプランの実現	5-2-1 心身とも健やかに成長できる支援	
		5-2-2 悩みや不安を抱える子どもへの支援	
6-1-1 生活基盤の安定を図る支援	6-1-2 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援	6-1-1 生活基盤の安定を図る支援	
		6-2-1 結婚への支援、結婚に伴う新生活への支援	

章	大項目 (施策の方向性)	中項目 (事業分野)
7章 困難な状況を抱えた子育て世帯への支援	7-1 様々な課題やニーズへの対応	7-1-1 ひとり親家庭への支援・子どもの貧困対策
		7-1-2 障害児支援・医療的ケア児等への支援
	7-2 子育てに係る負担の軽減	7-2-1 経済的支援
		8章 子どもの命・安全を守る取組
8-1 良好な成育環境の確保	8-1-1 児童虐待防止と早期の対応	
	8-1-2 社会的養育体制の推進と家庭復帰後の支援	
8-2 安全・安全なまちづくり	8-2-1 防犯・防災に向けたまちづくり	
	9章 子ども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくり	9-1 子どもや若者の最善の利益
9-2 子育てを楽しめる社会・環境の醸成		
9-2-1 子育てしやすい生活環境の整備		9-2-2 地域全体で支える子どもの育ち
		9-2-3 共働き・子育て家庭への支援
9-2-4 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援		

巻末	第10章	子ども子育て支援事業計画 (保育施設等の需給量の整理)
	第11章	関連計画の整理
	第12章	計画実現のための体制整備
	資料編	策定の経過、応援会議名簿、用語解説

計画の方向性及び骨子について

計画の枠組み（4章妊娠期～6章若者支援）

章	大項目 (施策の方向性)	中項目 (事業分野)	小項目（具体的な施策・取り組み 案）	
4章 誕生前から幼児期までの 支援	4-1 安心できる出産・子育て	4-1-1 妊娠前・妊娠・出産直前のサポート	妊婦全数面接、ハローベビー教室、入院助産、プレコンセプションケア、母子保健アプリ（びよナビ）、おむつ定期便	
		4-1-2 出産後の母子・乳児の母子保健	新生児訪問、地域子育て見守り訪問、各種健診、産後ケア、予防接種、子育て講座、各種育児相談、ファースト・セカンドバースデーサポート	
		4-1-3 家庭保育支援	ママパパ応援隊、子育てひろば、一時保育、ベビーシッター利用支援、ファミリーサポート、誰でも通園、長期育休支援、未就園児家庭訪問事業、おとなりさん事業、ショートステイ・トワイライトステイ	
		4-1-4 保育環境の整備・充実	保育ママ、各保育施設の整備、幼稚園預かり保育、病児保育、保育園の民営化、大規模マンション整備時の保育所設置、ベビーシッター（待機児）、区立保育園	
	4-2 乳幼児期の豊かな発達	4-2-1 愛着形成期の親子支援	愛着形成の普及啓発、保育ママ（再）、ママパパ応援隊（再）、長期育休支援	
		4-2-2 幼児教育・保育の質の向上	保育施設への巡回支援、保育施設の指導検査・監督、保育人材の確保・育成、保育の質ガイドライン、非認知能力を育む取り組み、幼保と小学校の接続強化、保育所等訪問支援事業、幼児教育への支援	
	5章 就学後から18歳までの子 どもに対する支援	5-1 生きる力を育む取組	5-1-1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	青少年の翼、チャレンジザ・ドリーム、共育プラザ、青少年の翼、スポーツ、魔法の文学館、こども未来館、子ども会の運営、多様な公園整備、文化活動、すくすくスクール、赤ちゃんふれあい体験、自然動物園、ポニーランド
			5-1-2 学校を通じた様々な学び	安全教育、情報リテラシー、性教育、プレコン（再）、食育、早寝、放課後補習教室、校則
5-2 すべての子どもの幸せな成長		5-2-1 心身とも健やかに成長できる支援	外国ルーツ、LGBT、権利擁護委員、共育プラザ、高校中退者支援、子ども食堂	
		5-2-2 悩みや不安を抱える子どもへの支援	非行防止、自殺対策、いじめ、ひきこもり・不登校、ヤングケアラー	
6章 18歳以降の若者に対する 支援	6-1 若者が活躍できる社会	6-1-1 生活基盤の安定を図る支援	きずな塾、、ハローワーク、就労支援、くらしごと相談室	
		6-1-2 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援	ひきこもり(再)、ニート支援、駄菓子屋、ケアリーバー、なごみの家	
	6-2 希望するライフプランの実現	6-2-1 結婚への支援、結婚に伴う新生活への支援	出会いのイベント、マッチングアプリ助成、結婚パス	

計画の方向性及び骨子について

計画の枠組み（7章困難家庭～9章社会づくり）

章	大項目 (施策の方向性)	中項目 (事業分野)	小項目（具体的な施策・取り組み 案）
7章 困難な状況にある子どもや家庭への支援	7-1 様々な課題やニーズへの対応	7-1-1 ひとり親家庭への支援・子どもの貧困対策	児童育成手当、児童扶養手当、ひとり親医療費助成、各種貸付金、ひとり親相談室すずらん、そよ風松島荘、ひとり親の職業訓練支援、暮らしごと相談、生活困窮者支援、食の支援、子ども食堂
		7-1-2 障害児支援・医療的ケア児等への支援	児童発達支援センター、医療的ケア児支援協議会、各種障害児施設の拡充、特別支援教育・学校、育成室、重症心身障害児通所事業、障害者スポーツ、各種保護者支援
	7-2 子育てに係る負担の軽減	7-2-1 経済的支援	出産・子育て応援事業、乳児養育手当、児童手当、子ども医療費助成、私立幼稚園保護者負担軽減、認証保育所負担軽減、給食費無償化（幼保小中特）、就学援助、幼保無償化、ファーストバースデー・セカンドバースデーサポート(再)
8章 子どもの命・安全を守る取組	8-1 良好な成育環境の確保	8-1-1 児童虐待防止と早期の対応	体罰防止、児童相談所、要対協、一時保護所、児童福祉審議会、DV、特定妊婦等、子ども家庭センター
		8-1-2 社会的養育体制の推進と家庭復帰後の支援	社会的養育体制の充実、乳児院・児童養護施設の運営支援、里親、ショートステイ、ケアリーバー支援
	8-2 安全・安心なまち	8-2-1 防犯防災に向けたまちづくり	安全・安心パトロール、再犯防止、安全対策、スクールゾーン
9章 子ども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくり	9-1 子どもや若者の最善の利益	9-1-1 こどもの権利・意見の尊重	子どもの権利条例の推進、子どもの意見を聞く取り組み、アドボケイト
		9-2-1 子育てしやすい生活環境の整備	誰でもトイレ、道路段差解消、エレベーター、バリアフリー、住宅支援
	9-2 子育てを楽しいと思える社会・環境の醸成	9-2-2 地域全体で支える子どもの育ち	地域力、民生児童委員、赤ちゃん訪問、子ども食堂、おとなりさんボランティア、すくすく、学校応援団
		9-2-3 共働き・共育て家庭への支援	テレワークの増進、育休支援、WLB推進、企業支援、
		9-2-4 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	人生大学、ボランティア、青少年委員、学校応援団、健全育成団体の支援

子ども当事者及び子どもに関わる団体への意見聴取

子ども施策における子ども及び関係者の意見反映 ※「こども基本法」より

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



○計画策定における子ども・若者、関係者の声を聴く取り組み

- ①「未来を担う子どものための区民基礎調査」にて、子ども・若者自身に対するアンケートを実施（昨年度実施済）
- ②子育て・子ども関係の支援団体に対し、子どもの支援の在り方などについてのアンケートを実施（7月～9月）
- ③声が聴かれにくい子ども・若者に対し、アンケートやヒアリング等を実施する。
※それぞれの対象の状況に合わせた手法で意見聴取を実施

⇒上記の通り当事者たちの多様な声を踏まえつつ計画を策定していく

寄せられた主な意見については、次回の子ども・子育て応援会議に報告予定